

金沢学院短期大学学則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 金沢学院短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨のもと、深く専門の学芸を教授研究し、時代の要請に応える社会的教養と、職業又は實際生活に必要な能力の育成をめざし、建学の精神、愛と理性の伸長を指標とし、文化日本の建設に貢献し、進んで世界の平和と人類の福祉に奉仕する有為な人材を育成することを目的とする。
- 2 前項が示す人材の育成のために、教育理念として掲げる「創造」のもとに、教育の具体化を図るとともに、本学の各学科等が育成する具体的人材像について、別途明示するものとする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科)

第2条 本学に、次の学科を置く。

- 現代教養学科
- 食物栄養学科
- 幼児教育学科

(学生定員)

第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学 科	学生定員	
	入学定員	収容定員
現代教養学科	50	100
食物栄養学科	60	120
幼児教育学科	50	100

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学則第45条の2により入学を認められた者の修業年限はこの限りとしない。

(在学年限)

第5条 本学の在学期間は、修業年限の2倍を越えることができない。

第3章 学年・学期・授業期間及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次の2学期4クォーターに分ける。

学期	クォーター	期 間
前期	1クォーター	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
	2クォーター	
後期	3クォーター	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。
	4クォーター	

- 2 前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。
- 3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。

(年間授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週とする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に定める休日

学年暦により定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日

- 2 学長は休業日の追加及び変更を行うことができる。

第4章 入学・退学・休学・復学・転学及び転入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、原則として学年の始めとし、学長が定める。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認められる者

(入学志願方法)

第12条 本学に入学を志願する者は、本学所定の願書に別表第3の入学検定料を添えて提出しなければならない。

提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書及び学生指導資料その他の本学が定める書類を提出するとともに、別表第3の学納金を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学科)

第15条 転学科を志願するものがあるときは、志願先学科が審議し、了承が得られた場合、教授会の審議を経て、学長が許可することがある。

- 2 転学科の出願資格、選考方法等については、別に定める。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その理由を具して保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事由のため、3カ月以上修学を中止しようとする者は、その理由を具して保証人連署のうえ休学を願い出て、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 疾病のため休学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第18条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(復学)

第19条 休学をしていた者が、復学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学していた者が復学しようとする場合は、修学に支障のない旨の医師の診断書を添付しなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 第5条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 死亡、又は長期間にわたり行方不明の者

(転入学及び再入学)

第21条 本学に転入学又は再入学を願い出る者があるときは、教授会の審議を経て、学長は許可することができる。

(転学)

第22条 他の学校に入学又は転学しようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第23条 本学は、学科の教育目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第24条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を体系的に編成し、また各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各学年に配当して編成する。

- 2 各授業科目の名称及び単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、食物栄養学科における実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めるものとする。

(単位の授与)

第26条 本学は前条第1項の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与えるものとする。ただし、前条第2項の授業科目については、別に定めるところにより、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(学修の評価)

第27条 学修の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とし、不可を不合格とする。

(教育内容の点検・改善等)

第27条の2 本学は、教育内容及び方法の改善を図るために、自ら点検・評価を行うとともに、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第28条 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

すことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。ただし、この場合において、本学において修得したものとみなすことができる単位数は、前項及び第 29 条第 2 項の単位と合わせて 45 単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 29 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 30 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位、又は文部科学大臣が別に定める学習成果若しくは資格試験の合格等の成果を、本学に入学後に本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 30 単位を超えないものとする。

第 6 章 卒業及び取得資格

(卒業)

第 31 条 本学に 2 年以上在学し、別表第 1 の定めるところにより、現代教養学科、食物栄養学科および幼児教育学科では 64 単位以上を修得した者について、教授会の審議を経て、学長は卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
- 3 前項の卒業者には、短期大学士の学位を授与する。

なお、この学位の授与については、本学学位規程の定めるところによるものとする。

(資格の取得)

第 32 条 本学において取得することができる資格及び教育職員免許状は、次のとおりとする。

学科	資格	教育職員免許状の種類
食物栄養学科	栄養士	栄養教諭二種免許状
幼児教育学科	保育士	幼稚園教諭二種免許状

- (1) 食物栄養学科にて栄養士資格を取得しようとする者は、前条第 1 項に規定するもののほか、栄養士法及び栄養士法施行規則に基づく所定の科目及び単位を修得しなければならない。
- (2) 食物栄養学科にて教育職員免許状を取得しようとする者は、前条第 1 項に規定するもののほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく所定の単位を修めるとともに、栄養士資格を取得しなければならない。
- (3) 幼児教育学科にて保育士資格を取得しようとする者は、前条第 1 項に規定するもののほか、児童福祉法施行規則に基づく所定の単位を取得しなければならない。
- (4) 幼児教育学科にて教育職員免許状を取得しようとする者は、前条第 1 項に規定するもののほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく所定の単位を修めなければならない。

第7章 入学検定料及び学納金

(入学検定料・学納金)

第33条 入学検定料及び学納金は、別表第3のとおりとする。

(学納金の納入)

第34条 学納金は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、入学手続き時の学納金の納入については、別に定める。

- (1)前期 4月25日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
 - (2)後期 10月25日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
- 2 経済的な理由により、前項の期日までに学納金の納入が困難な者は、その期日までに保証人連署の上、延納・分納願を提出し、許可を得なければならない。
- 3 延納・分納の許可を得た者の納入期限は次のとおりとする。
- (1)前期 9月末日
 - (2)後期 2月末日
- 4 前項の納入期限までに学納金の納入が困難な者は、延納・分納願の再提出により、さらに延納・分納を認められる場合がある。ただし、その場合の最終期限は卒業年度の2月末日までとする。

(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

第35条 学期の途中で退学、又は除籍された者の当該期分の学納金は徴収する。

- 2 停学期間中の学納金は徴収する。

(休学の場合の学納金)

第36条 休学した者については、休学期間中の学納金は免除する。

(学年の途中で卒業する場合の学納金)

第37条 学年の途中で卒業する見込みの者の当該期分の学納金は徴収する。

(学納金の返還)

第38条 既に納入された学納金は返還しない。ただし、入学手続き時の学納金については、所定の期間内に入学辞退の申し出があった者に限り、入学金以外の学納金を返還する。

第8章 教職員組織

(教職員)

第39条 本学に次の教職員を置く。

学長
教授
准教授
講師
助教
助手
事務職員

- 2 前項のほか、副学長、技術職員、その他必要な教職員を置くことができる。

(教職員の職務)

第40条 教職員の職務は、次のとおりとする。

- (1)学長は、校務を掌り、所属教職員を統括する。
- (2)教授及び准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3)講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (4)助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

- (5) 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (6) 事務職員は、学校事務に従事する。

第9章 教授会

(教授会)

第41条 本学に重要な事項を審議するために教授会を置く。

(教授会の構成)

第42条 教授会は、学長及び教授をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、教授会に准教授、専任講師及び助教を加えることができる。また、その他、学長が特に必要と認めた者若干名を加えることができる。
- 3 教授会は学長が召集し、その議長となる。学長に事故があるときは、学長があらかじめ定めた者が議長となる。

(教授会の審議事項)

第43条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業等学生の身分に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の賞罰に関する事項
 - (4) 学長からの諮問に対する答申案に関する事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関わる次の事項を審議し、学長に意見を述べることができる。
- (1) 学則の適用及び改正に関する事項
 - (2) 教育研究に関する事項
 - (3) 教育課程に関する事項
 - (4) 学生の退学、転学、休学、復学、再入学、除籍等学生の身分に関する事項
 - (5) 学生の試験に関する事項
 - (6) 学生の厚生、補導に関する事項
 - (7) 教員の研究業績審査に関する事項
 - (8) その他、学長から諮問された事項

(その他)

第44条 教授会の運営については、別に定める。

第10章 科目等履修生及び長期履修学生

(科目等履修生)

第45条 本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第26条を準用する。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第45条の2 第4条第1項に定める修業年限を越えて一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可することができる。

- 2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 外国人特別学生(留学生)

(外国人特別学生)

第46条 外国人で、本学に入学を志願する場合は、第11条に照らし選考のうえ外国人特別学生として、入学を許可することがある。

(卒業)

第47条 外国人特別学生には、第31条第2項の規定により、卒業証書を授与する。

2 外国人特別学生には、第31条第3項の規定により、短期大学士の学位を授与する。

(準用規定)

第48条 外国人特別学生には、前2条のほか学生に関する規定を準用する。

第12章 表彰及び懲戒

(表彰)

第49条 学生に善行があつて、全学の模範とするにたる者がある場合には表彰することができる。

2 学生の表彰は、学長が教授会の審議を経て行う。

(懲戒)

第50条 学生が学則に反し、又は本学の秩序を乱し、その他学生の本分にもとる行為をしたときは懲戒することができる。懲戒は次のとおりに分ける。

(1)訓告

(2)停学

(3)退学

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3)正当の理由がなくて出席が常でない者

(4)本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 学生の懲戒は、学長が教授会の審議を経て行う。

4 停学期間が2月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

第13章 保健及び厚生施設

(健康診断)

第51条 学生は、本学が定期に行う健康診断を受け、病気の予防及び健康の増進に努めなければならない。

2 保健室及びその利用方法は、別に定める。

(厚生施設)

第52条 厚生施設及び利用方法は、別に定める。

第14章 附属施設

(図書館)

第53条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(研修センター)

第54条 本学に研修センターを置く。

2 研修センターに関し必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第55条 本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本学則は、昭和25年4月1日からこれを施行する。

中 略

附 則（令和7年3月31日改正）

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月31日現在、在学する学生は、改正後の別表第1の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和8年1月22日改正）

1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年3月31日現在、在学する学生は、改正後の別表第1の定めに関わらず、なお従前の例による。